

(住友銀行)

- 注 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を中間損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。
- 特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前期末と当中間期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当中間期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
3. 「特別損失」には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額 10,083 百万円を含んでおります。
4. 当中間期から退職給付に係る会計基準を適用しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益は 5,232 百万円、税引前中間利益は 17,149 百万円増加しております。
5. 当中間期から金融商品に係る会計基準を適用し、有価証券の評価の方法、デリバティブの評価の方法、ヘッジ会計の方法等について変更しております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常利益及び税引前中間利益はそれぞれ 2,311 百万円減少しております。また、ヘッジ会計を適用するデリバティブ取引の損益については、従来と同じ損益科目で表示しておりますが、収益及び費用の表示は、金融商品に係る会計基準の適用に伴い、当中間期より従来 of 総額表示から純額表示に変更しております。この変更による経常利益及び税引前中間利益の影響はありませんが、従来の方法によった場合に比べ、経常収益及び経常費用はそれぞれ 184,244 百万円減少しております。
6. 利益に関連する金額を課税標準とする事業税以外の事業税は、「その他経常費用」として計上しております。なお、東京都にかかる事業税については、従来、「法人税、住民税及び事業税」に計上しておりましたが、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成 12 年東京都条例第 145 号)が平成 12 年 4 月 1 日に施行されたことに伴い、当中間期より、「その他経常費用」として 3,700 百万円計上しております。